

保土ヶ谷区公告第 98 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所(所在地)等が不明である(法施行地でない)ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月2日

横浜市保土ヶ谷区長 神部 浩



送達を受けるべき者	氏名又は名称 上間 肇
送達する書類名	差押調書(謄本)

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

